

大正八年九月改正 大日本労働 友愛會會則 總同盟	
第一章 名 稱	
第一條 本會ハ大日本労働同盟友愛會ト稱シ本會カ其所屬團體ナルコトヲ承認セリ日本全國ニケル地方的勞働團體及各種同職組合ヲ以テ組織ス	
第二章 目 的	
第二條 本會ハ本會ノ綱領ニ基シ宣言ノ主旨並ニ主張ノ條項ヲ實踐スルコトヲ以テ目的トス	
第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達セんカ爲本部左ノ各部ノ國キ必要ナル各種事業ヲ行フ庶務部、會計部、教育部、職業紹介部、法律部、調査部、出版部、各種事業ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム。	
第三章 大 會 (Conventions)	
第四條 本會ノ重要事項ヲ議スル爲會長ハ毎年一回前年大會ノ選定セル場所ニ於て大會ヲ招集スヘシ但シ理本會ノ同意ヲ得タルトキハ大會ノ場所ハ之ヲ變更スルコトヲ得	
第五條 大會ハ本則第九條ノ定ムル所ニ依リ全國各職業別團體及各文部ヨリ選出セラレタル代議員ヲ以テ組織スル者に於ては、其の代表者及本部役員ハ選舉ヲ要セシムヲ當然代議員タルノ資格ヲ有スルモノトス	
第六條 大會ノ議長ハ會長之レニ任シ大會中各種會合ノ司會者タルモノトス	
第七條 會長ハ大會を開會ト共ニ直チニ若干ノ大會委員ヲ任命シ左ノ各部ニ割當シシ	
第八條 本會ノ議事ハ出席代議員ノ過半數ヲ以テ決シ可否同聲ナル時ハ議長ノ決スル所ニ依ル	
第九條 本會ハ前條ノ目的ヲ達セんカ爲本部左ノ各部ノ國キ必要ナル各種事業ヲ行フ庶務部、會計部、教育部、職業紹介部、法律部、調査部、出版部、各種事業ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム。	
第十條 全團體及支部ハ大會開少クトモ二回間前ニ代議員ヲ選舉シ其姓名ヲ本部ニ通告スヘシ	

總同盟の宗旨を講究する
吾等の戰闘は誰の手に依るか
是等は吾人生産者として偉大なる者である
皆黒い革履を履きし僕人の爲めに汗を流す
會員の衣服に家屋に善人の血と汗を依る
何物もなし。
此也は會の創立者である神戸の久松義徳が爲
其の財産は人、窮屈の生存の為の資本取扱
してより常勤者生活の資本を得た爲
其の本筋に其筋力が重く足りず、彼は終日取
扱いを怠らず、常に生活して人間的技術を磨き、常に
人間の情操を發揮せし者である。其の自らの手で作成
した大日本労働同盟友愛會の規約書は、無事に成
功したのである。唯其の本筋は會員の生活の爲
の資金を供給する爲めに、會員の聯合による團體の力にて
會員の生活を改善せしものである。此の規約書は、
總同盟の創立者久松義徳が此の規約書にて
總同盟に因縁に絶ゆかれて居たのである。
講究する者
著者